

作業別安全就業基準「植木」

公益社団法人所沢市シルバー人材センター 令和7年7月1日施行

作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 2. 常に健康の維持管理に努め、体調が思わしくない時は、就業を控えること。また、別に定めるゴールドコース規定に従うこと。 3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること。(長地下足袋、それに準ずる履物) (2) 安全帽(ヘルメット)は、必ず着用し、必要に応じて安全帯を使用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況と作業現場の状況確認を十分に行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業場所によっては、歩行者や車両等の通行の妨げにならないよう十分に安全に配慮し、事故防止のため、ロードコーン等を利用して安全に留意すること。 (2) 作業現場の劣化物や電線ケーブル・配管、さらに蜂や害虫等の有無を確認すること。 (3) 作業現場付近に駐停車している車両については、事前に移動の依頼をすること。 6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 7. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 8. 道具類の使用は、正しい使用法によること。 9. 共同作業では、役割分担や手順など作業前打ち合わせをしっかりと行い、作業中は合図・連絡を正確に行うこと。 10. 作業は、基本的に複数人数によることとし、会員相互が作業手順を十分に理解し、常に安全確認を行い、無理のない就業に心掛けること。 11. 新たに作業に従事する会員は、リーダー等ベテラン会員の指導のもと、安全就業に必要な作業方法や手順を身に付けること。 12. リーダー等ベテラン会員は、安全就業の確保に留意し他の会員の不安全行動を発見した時は、その都度指導すること。 13. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。
対象庭木	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業箇所(手元)が4mを超える高木の作業は行わないこと。 2. 太さが30cmを超える大木の伐採作業は行わないこと。 (容易に伐採できるとされる太さの目安は15cm以下)
炎天下・極寒期の作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 熱中症に十分注意し、警戒アラートが発表された日の作業は控えること。 2. 休息を適宜取り、水分・塩分をこまめに補給すること。 3. 極寒期では、身体を十分温めてから作業を始めること。 4. 積雪時での作業は行わないこと。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 脚立は、丈夫な構造のものを使用すること。 2. 三脚の設置は、脚立の脚と水平面の角度が75度以下となるようにすること。また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように建てること 3. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実にかけること。 4. 地盤が不等沈下するような場所、凸凹のある場所、水平でない場所及び滑りやすい地面では、敷板を敷き、ロープで固定するなど安全を確保すること。 5. 大型三脚の移動、設置は一人では行わないこと。 6. 脚立上での作業は、無理な姿勢で作業しないこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 脚立は2人以上で乗らないこと

脚立使用 作業	<p>(2) 三脚の天板を含む上部4段目（180cm以下は3段目）のステップ以下に乗り適切な態勢を維持すること。</p> <p>(3) のけぞったり、左右への大きな重心移動はしないこと。</p> <p>(4) 脚立の梯子面に背を向けて作業しないこと。</p> <p>7. 脚立を昇降する際には、手に道具等は持たないことを原則とし、電動機具にコードを付けたまま昇降しないこと。また、飛び降りないこと。</p> <p>8. 作業中の脚立周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。</p> <p>9. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>10. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p> <p>11. 道路での作業は、標識を設けること。</p> <p>12. 雨の日は一段一段滑りに注意し、強雨時は作業を禁止すること。ステップや靴底に泥が付いたまま昇降はしないこと。</p>
梯子使用 作業	<p>(脚立使用作業条項に加えて以下を遵守すること)</p> <p>1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</p> <p>2. 梯子は、原則として滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>3. 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。</p> <p>4. 塀等の発注者の所有物（ブロック、フェンス、屋根等）には梯子を掛けないこと。</p>
樹上での 作業	<p>1. 安全帯及び保護帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>2. 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。</p> <p>3. 枝につかまったり体重を掛けたりする時は、安全を確認し枯れ枝等に注意すること。</p> <p>4. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>5. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p> <p>6. 直径10cm以上の枝を切る場合には、ロープを掛けてから切り落とすこと。なお、この場合電線等に十分注意すること。</p>
刈り込み 作業	<p>1. 共同で、刈り込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。</p> <p>2. 互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</p> <p>3. 使用休止中の刈り込み鋏は、立て掛けたり、刃物を上向きにしないようにすること。邪魔にならない所がかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</p>
電動工具 の使用	<p>1. 使用前に必ず点検すること。</p> <p>2. 電動工具を使用するときは周辺に気配りして作業すること。</p> <p>3. チェンソーの使用は別に定める規定に従うこと。</p> <p>4. 使用休止中の電動工具はコンセントを抜き、邪魔にならない所がかつ目立つ所に置くこと。</p> <p>5. 発電機は燃料を使用するので火気には十分注意すること。燃料の補給は、発電機を停止して行うこと。</p>
運搬作業	<p>1. 運搬は、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。</p> <p>2. 運搬経路の障害物は、取り除き、足場の良否を確認すること。建物や車両等にキズを付けないように十分注意すること。</p> <p>3. トラックへの各種道具や剪定ごみ等の積み降ろしは、荷くずれのないように行うこと。</p> <p>4. 剪定ごみ等をトラックで処分場まで運搬する場合は、荷崩れやごみの飛散に注意するとともに、許容積載量や交通ルールを守り、交通安全に努めること。</p>
附則	<p>この基準の改廃は、理事長が行うものとする。</p>